



この度、小規模事業者持続化補助金（コロナ特別対応型）の第5回受付（12月10日締切）が新設されました。

【概要】

○コロナ特別対応型（第5回）

新型コロナウイルスが事業環境に与える影響を乗り越えるために前向きな投資を行いながら販路開拓等に
取り組む事業者への重点的な支援

具体的な対策（サプライチェーンの毀損への対応、非対面型ビジネスモデルへの転換、
テレワーク環境の整備）に取り組む小規模事業者等の地道な 販路開拓等を支援するため、
原則100万円（補助率：2/3または3/4）を上限に補助するものです。

◆注意）本補助金は、給付金ではありませんので、審査があり、不採択になる場合があります。
補助事業遂行の際には、自己負担が必要となり、原則後払いです。

【申請要件】

補助対象経費の1/6以上が、以下のいずれかの要件に合致する投資であること

類型A：サプライチェーンの毀損への対応（補助率：2/3）

顧客への製品供給を継続するために必要な設備投資や製品開発を行うこと

（例：部品調達困難による部品内製化、出荷先営業停止に伴う新規顧客開拓）

類型B：非対面型ビジネスモデルへの転換（補助率：3/4）

非対面・遠隔でサービス提供するためのビジネスモデルへ転換するための設備・システム投資を行うこと

（例：店舗販売からEC販売へのシフト、VR・オンラインによるサービス提供）

類型C：テレワーク環境の整備（補助率：3/4）

従業員がテレワークを実践できるような環境を整備すること

（例：WEB会議システム、シンククライアントシステム等の導入申請要件

※公募要領などは下記ホームページをご参照下さい。

<https://r2.jizokukahojokin.info/corona/>

※「事業再開枠」業種別ガイドラインに基づく感染防止対策費の補助

上記補助金に追加で**補助上限：50万円、補助率：10/10**

（消毒、マスク、清掃、アクリル板、換気設備、体温計、掲示・アナウンスなど）

◆注意）この事業再開枠は、単独では利用できません。

【申請対象】

申請対象は下記の小規模事業者、

- ・商業・サービス業（宿泊業・娯楽業除く）：常時使用する従業員の数・・・5人以下
- ・サービス業のうち宿泊業・娯楽業：常時使用する従業員の数・・・20人以下
- ・製造業その他：常時使用する従業員の数・・・20人以下

【 公募スケジュール 】

- ・ 第5回受付締切 : 2020年12月10日(木)【必着】
※第5回が最終締切となります。
- ・ 事業実施期限 : 2021年10月31日(日)
- ・ 実績報告書提出期限 : 2021年11月10日(水)

新見商工会議所では、申請のための事業計画作成サポートをしています。
関心をお持ちの方はお早めにご相談下さい。

お問い合わせ : 新見商工会議所・指導課 電話 72-2139